

令和3年度 国土交通省補助事業

改正建築物省エネ法

講習テキスト

(小規模非住宅建築物設計者用)

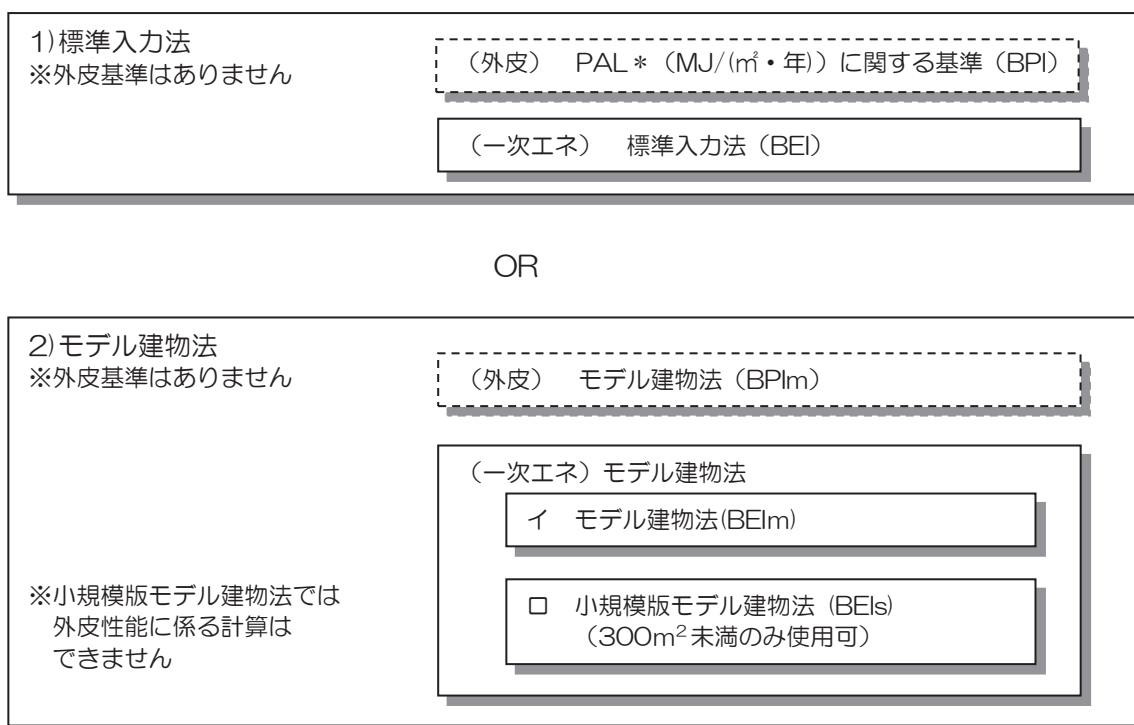
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

1.非住宅用途に係る計算方法等の概要

建築物省エネ法の省エネ基準に基づく外皮性能及び一次エネルギー消費性能に係る計算方法は、非住宅用途と住宅用途で計算方法が異なるほか、計算結果の精度等に応じ、複数の方法が用意されています。そのため、非住宅用途と住宅用途の複合建築物の場合、それぞれの用途ごとに計算を分ける必要がありますので、ご注意ください。

非住宅用途における、外皮性能及び一次エネルギー消費性能の評価に係る計算方法の構成の概要は、下図のとおりとなっています。（図で外皮性能は「外皮」、一次エネルギー消費性能は「一次エネ」と記載します）

(1) 非住宅用途に係る計算方法



各計算方法では、その入力する情報の詳細さが異なっており、一般的に①標準入力法、②モデル建物法、③小規模版モデル建物法の順に精度の高い計算方法となっています。

なお、いずれの計算法も手計算で行うことはできませんので、計算及び適合の確認については、国立研究開発法人建築研究所（以下「建築研究所」と記載します）ホームページ上に設けられた専用 Web プログラム（以下「非住宅用 Web プログラム」と記載します）を使用します。

非住宅用 Web プログラムには次の3つのプログラムが用意されており、用いる制度などに応じ使い分けることとなります。

1. 非住宅用途に係る計算方法等の概要

- ① エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）：標準入力法
- ② モデル建物法入力支援ツール：モデル建物法
- ③ 小規模版モデル建物法入力支援ツール：小規模版モデル建物法

以下に各計算法の概要を記載しますが、どの制度で使用できるかについては「(2) 各計算法の適用について」をご参照ください。

① 標準入力法

建築物に設ける全ての室単位で床面積、外皮性能、設置設備機器等の情報を基に計算を行う最も詳細な計算法となっています。

特徴としては、室単位で入力を行う計算法となっているため、複数用途の建築物であっても一度の計算で省エネ基準への適否判断を行うことが可能となります。その反面、室数が多い建築物では、入力が非常に煩雑となります。

なお、建築研究所の計算プログラムにおいては、一次エネルギー消費量のほか、外皮性能（PAL*：パル・スター）も併せて算出されるようになっています。

② モデル建物法

室単位ではなく建築物全体としての外皮性能や、主たる室用途の設備機器の情報を入力する簡易計算法となっており、省エネ適合性判定では最も利用されている計算法となっています。

特徴としては、あらかじめ定められたモデル建物用途にあてはめ計算を行う方法となっていますので、入力項目が少なく、かつ、分かり易い内容となっています。その反面、複数用途を有する場合、その用途ごとに計算を行う必要があります。（プログラム上では、複数用途集計の機能も用意されています）

なお、建築研究所の計算プログラムにおいては、一次エネルギー消費性能のほか、外皮性能（BPI_m）も併せて算出されるようになっています。

③ 小規模版モデル建物法

今回の建築物省エネ法改正に伴い新たに追加された計算方法となっています。②で記載するモデル建物法による計算を、使用設備機器等が限定される小規模非住宅建築物用に、さらなる簡略化を行った計算法となっています。

特徴としては、一般的な小規模非住宅建築物での使用が想定される機器等を中心に、入力事項を大幅に減らした、より簡易なものとなっています。その反面、例えば昇降機や太陽光発電設備、コージェネレーション設備といった、一部の機器等の入力には対応していないケースがあり、評価結果も安全側の数値（性能の低い値）となっています。

また、本計算法の適用対象は 300m²未満の非住宅建築物となっているため、説明義務あるいは一部の届出義務のみにしか用いることはできません。

なお、ここで記載するいずれの計算法についても、設置する個別の設備機器等に係る種別もしくは性能値等の情報が必要となります。これらの性能値等については、JISなどの一定の規格等に基づく値である必要がありますので、準拠規格等が確認できるカタログ等を活用するほか、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上に設けられた、各設備機器に係る計算上必要となる性能値に関するポータルサイトを利用することも可能となっています。



住宅性能評価・表示協会ホームページ上の設備機器等ポータルサイト

(2) 各計算法の適用について

各計算法は、建築物省エネ法に基づく規制措置及び誘導措置において、適用の可否が分かれていますので、以下にその適用可否を記載します。

建築物省エネ法の各制度における計算法の適用可否一覧

用途	計算法		省エネ 適判	届出	説明 義務	住宅 TR 制度	性能 向上 計画	認定 表示
非住宅	外皮	標準計算	標準入力法	△	△	△	○	△
		簡易計算	モデル建物法	△	△	△	○	△
	一次エネ	標準計算	標準入力法	○	○	○	△	○
		簡易計算	モデル建物法	○	○	○	△	○
			小規模版 モデル建物法 [※]	×	○	○	△	×

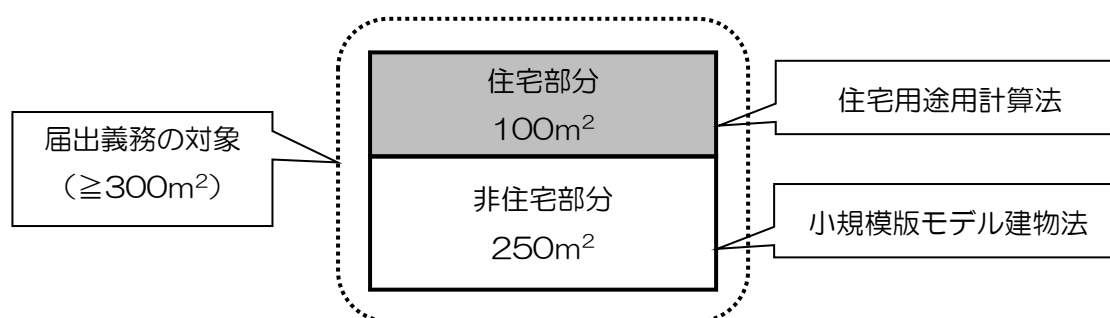
※小規模版モデル建物法は、床面積が 300m²（高い開放性を有する部分を除く）未満の場合に限る

MEMO

2. 小規模版モデル建物法

小規模版モデル建物法は、モデル建物法をベースとし、一般的な小規模建築物での使用が想定される機器等を中心に、入力事項を大幅に減らした、より簡易な計算法となっています。

そのため、使用条件が 300 m²未満の非住宅用途に限定されていますので、説明義務あるいは一部の届出義務のみにしか使用できませんのでご注意ください。



届出義務に使用できる複合建築物の例

(1) 計算プログラム

小規模版モデル建物法による計算を行うためのプログラムは、建築研究所ホームページ上に掲載されています。画面上での入力は「0 基本情報」「1 外皮」「2 空調」「3 照明」「4 換気」「5 給湯」の各項目について、選択あるいは値等の直接入力により行います。

なお、昇降機や太陽光発電設備、コージェネレーション設備を設置する場合であっても、当該設備が無いものとして計算が行われますので、当該設備の省エネ効果を見込みたい場合は、モデル建物法などの別の計算方法を使用する必要があります。

(2) 非住宅用途が複数ある場合

小規模版モデル建物法による計算は、用途ごとに行う必要があります。そのため、非住宅用途が複数ある場合、各用途について計算を行い、各用途全てで「適合」となれば建築物全体として適合していると判断することができます。

もし、一つの用途でも不適合となる用途が存在する場合は「不適合」と判断されますので、計画を見直す、あるいは別の計算法を用いる等の対応が必要となります。

(3) 主用途室と主たる室

小規模版モデル建物法では、モデル建物の用途と設備機器の種別に応じ、入力の対象となる部屋の用途「主用途室」が決められています。主用途室の中で最も床面積が大きい室を「主たる室」といい、外皮、空気調和設備、照明設備、及び機械換気設備の入力では、原

2. 小規模版モデル建物法

則として「主たる室」の仕様が入力対象となります。

ただし、給湯設備は、室ではなく「当該用途に使用する給湯設備」が入力の対象となりますが、その使用用途については以下をご参照ください。

モデル建物ごとの主用途室及び使用用途

「適用するモデル建物」 の選択肢	主用途室			使用用途
	外皮・空気 調和設備	照明設備	機械換気 設備	給湯設備
事務所	事務室		便所	洗面・手洗い
ビジネスホテル、シティホテル	客室			浴室
総合病院	病室			洗面・手洗い
クリニック	診察室			
福祉施設	個室		便所・厨房	浴室
大規模物販、小規模物販	売場		便所	洗面・手洗い
学校、幼稚園、大学	教室			
講堂	アリーナ			
飲食店	客席		便所・厨房	厨房
集会所（アスレチック場）	運動場		便所	洗面・手洗い
集会所（体育館）	アリーナ			
集会所（公衆浴場）	浴室			浴室
集会所（映画館）	客席			洗面・手洗い
集会所（図書館）	図書室			
集会所（博物館）	展示室			
集会所（劇場）	客席			
集会所（カラオケボックス）	ボックス			
集会所（ボーリング場、ぱちんこ屋）	ホール			
集会所（競馬場又は競輪場）	客席			
集会所（社寺）	本殿			
工場	－	倉庫	－	
工場（屋外駐車場）	－	駐車場	－	

(4) 各項目の入力概要

以下に入力上特に注意を要するポイントを記載します。入力方法の詳細については、建築研究所ホームページ上に併せて公開される「小規模版モデル建物法の入力マニュアル」(以下「小規模版入力マニュアル」と記載します)をご参照ください。

0) 基本情報

基本情報の入力、物件名称や建物所在地など計算対象建築物の基本的な情報の入力項目となっており、小規模版入力マニュアルに従い入力を行います。

基本情報の入力画面

「0c.地域の区分」とは、寒冷地域から亜熱帯地域まで含まれる日本の気象データを、大きく8つの地域に分けた区分となります。詳細は、建築研究所ホームページ内「地域の区分及び年間の日射地域区分」を確認し、適合する地域を選択してください。

「0e.計算対象設備の有無」は、「無」を選択するのは該当する設備機器を設置しない場合が該当し、設置するが詳細は決まっていないという場合は「有」を選択する必要がありますのでご注意ください。

1) 外皮の情報

外皮

1 外皮の情報を入力してください

1a. 外皮（外壁・屋根・窓）の有無 無 有
 無 有
 無 有

1b. 外皮（外壁）の断熱仕様を入力方法 断熱材の種類と厚さを入力する 熱貫流率を入力する

※ 断熱材の種類と厚さも入力する場合は次の1d.~1e.も選択または入力してください。

1d. 外壁の断熱材の種類

1e. 外壁の断熱材の厚さ mm

1c. 外皮（屋根）の断熱仕様を入力方法 断熱材の種類と厚さを入力する 熱貫流率を入力する

※ 断熱材の種類と厚さも入力する場合は次の1f.~1g.も選択または入力してください。

1f. 屋根の断熱材の種類

1g. 屋根の断熱材の厚さ mm

1j. 窓仕様を入力方法 建具とガラスの種類を入力する 熱貫流率と日射熱取得率を入力する

※ 建具とガラスの種類も入力する場合は次の1m.~1o.も選択または入力してください。

1m. 建具の種類

1n. ガラスの種類

1o. ブラインドの有無 無 有

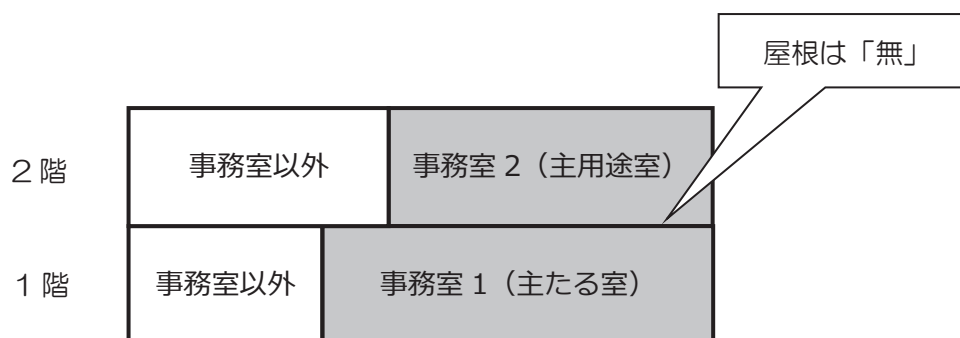
1p. 庇の有無 無 有

外皮の情報の入力画面

外皮の入力で最も重要なことは、入力対象となる外皮の部位を特定する作業となります。外皮性能は、空気調和設備の一次エネルギー消費量計算に影響を及ぼすこととなりますので、工場モデル及び工場モデル（屋外駐車場）のように空気調和設備が計算対象とならないモデル建物を選択した場合や、そもそも空気調和設備を設置しない場合は、外皮の入力を行う必要はありません。

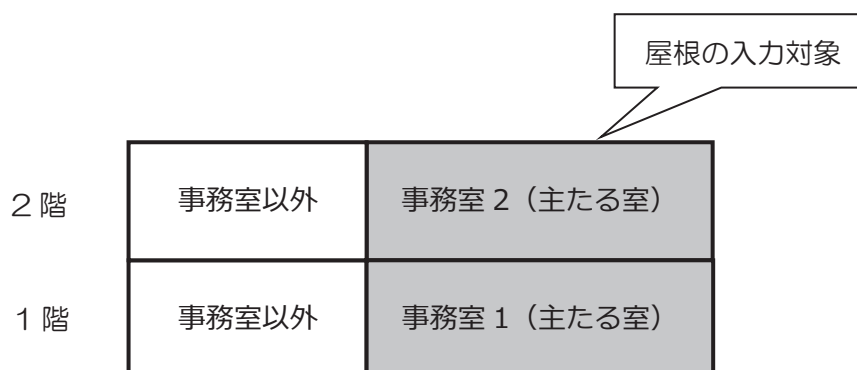
入力対象となる外皮の部位は、「主たる室」について行うこととなりますが、主たる室に入力対象となる部位が無い場合は、「無」を選択することとなります。

例えば、以下の場合、空気調和設備の入力対象となる「主用途室」は、事務室1及び事務室2となりますが、より面積の大きい主用途室は事務室1であるため、事務室1が「主たる室」となり、外皮仕様等の入力対象となります。



事務所の例 1

なお、主たる室が複数ある場合（同一面積の主用途室が複数ある場合）、両方の室を対象とし、入力対象部位ごとに面積が最大の箇所の仕様を入力します。



事務所の例 2

窓仕様の入力は、主たる室において、窓単体の面積が最も大きいものを対象として入力を行います。最も大きい窓が複数あり、建具の種類が異なる場合は、その中で断熱性能が最も低い種類を選択してください。プルダウンメニューの建具の種類は、断熱性能が低い順に並んでいます。また、最も大きい窓が複数あり、ガラスの種類が異なる場合も同様に、その中で断熱性能が最も低い種類を選択してください。プルダウンメニューのガラスの種類は、断熱性能及び日射遮へい性能が低い順に並んでいます。

2) 空気調和設備の情報

空気調和設備の入力は、小規模版入力マニュアルに従い、主たる室で使用する空気調和設備の種別等を選択あるいは入力することとなります。

空調

2 空気調和設備の情報を入力してください

2a. 主たる冷熱源の種類 ?

2b. 冷房設備の特性値等の入力の有無 入力する 規定値で計算 ?

2c. 定格能力 (冷房) ? kW

2d. 定格消費電力 ? kW

2e. 定格燃料消費量 ? kW

2f. 冷房対象面積 ? m²

2g. 主たる暖房熱源の種類 ?

2h. 暖房設備の特性値等の入力の有無 入力する 規定値で計算 ?

2i. 定格能力 (暖房) ? kW

2j. 定格消費電力 ? kW

2k. 定格燃料消費量 ? kW

2l. 暖房対象面積 ? m²

2m. 全熱交換器の有無 ? 無 有

2a.でガスヒートポンプ冷暖房機以外を選択した場合は「0」を入力

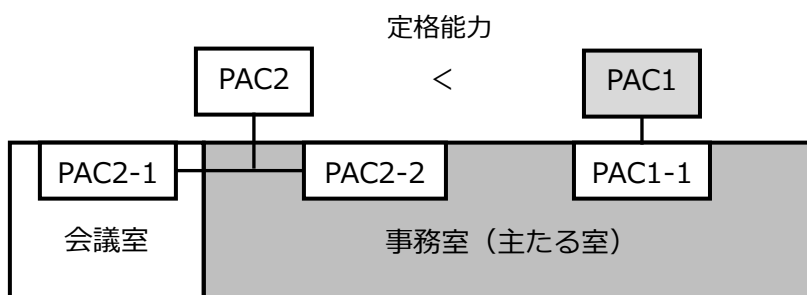
2g.でガスヒートポンプ冷暖房機、FF式暖房機、ボイラ（温水ボイラ）以外を選択した場合は「0」を入力

機器仕様等の値を入力する場合の入力画面

ここで注意が必要となるのは、主たる室の空気調和設備が複数ある場合や、当該空調設備が複数の室を空調している場合の、入力対象となる空気調和設備の選択や性能、あるいは、冷房や暖房に係る対象面積の入力方法となります。

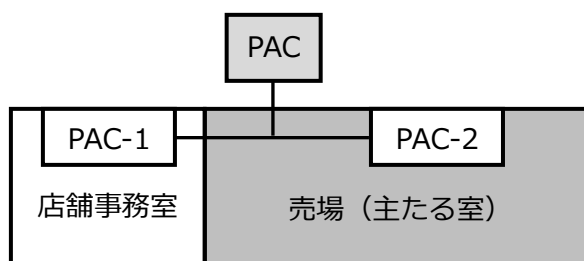
例えば、以下の場合、入力対象となる主たる室に、複数の空気調和設備が設置されていますが、この場合は定格能力の大きい、図の右側（PAC1）が入力対象となります。

なお、この場合の冷房（暖房）対象面積に関しては、PAC1-1 と PAC2-2 の能力比を用い、主たる室となる事務室の面積を按分した値が入力対象となります。



事務所の例 3

次に、以下のように、主たる室とその他の室を同じ空気調和設備で空調する場合、当該空気調和設備の定格能力などの性能値を入力した上、冷房（暖房）対象面積に関しては、主たる室とその他の室の面積の合計を入力して下さい。



物販の例

このように、空気調和設備の設置方法によって、入力対象となる空気調和設備や冷房（暖房）対象面積の考え方が変わりますので、入力に際しては十分注意してください。

また、定格消費電力の入力に際しては、パッケージエアコンディショナ、ルームエアコンディショナ、ガスヒートポンプ冷暖房機は、室外機の定格消費電力を入力します（室内機の消費電力ではありません）。ただし、室外機のみ（又は室内機のみ）に電源供給される機種については、室外機と室内機の合計消費電力を入力することを基本とします。どちらに該当するか不明な場合は、直接メーカー等にお問い合わせください。

3) 照明設備の情報

照明設備の入力は、小規模版入力マニュアルに従い、主たる室で使用する照明設備について行うこととなります。

The screenshot shows a form titled '3 照明設備の情報を入力してください' (Please input lighting equipment information). It contains three sections: 3a. '照明器具の消費電力合計の入力の有無' (Presence of total lighting equipment power consumption input) with radio buttons for '入力しない (規定値で計算)' (selected) and '入力する'; 3b. '主たる照明器具の種類' (Main lighting equipment type) with radio buttons for '白熱灯', '蛍光灯', and 'LED' (selected); and 3e. '明るさ検知制御の有無' (Presence of brightness detection control) with radio buttons for '無' (selected) and '有'. A note states: '※ 入力しない場合は次の3b.のいずれかを選択してください。' (When not inputting, please select one of the following 3b.).

器具仕様等の値を入力しない（規定値で計算）場合の入力画面

上記の入力画面は、主たる室の照明器具の種類を選択する入力ルートとなりますが、複数の種類の照明器具が設置されている場合、以下の優先順位で選択を行います。

照明器具の優先順位

順位	照明器具の種類
1	白熱灯
2	蛍光灯
3	LED

上記以外の種類の照明器具を用いる、あるいは、実際の値を入力する場合は、主たる室に設置された照明器具の消費電力の合計と、主たる室の床面積を入力します。

The screenshot shows the same form as above, but with different selections and input fields. In 3a, '入力する' is selected. In 3b, 'LED' is selected. In 3c, '照明器具の消費電力の合計' is input as '700 W'. In 3d, '照明対象面積' is input as '70 m²'. The note states: '※ 入力する場合は次の3c.~3d.に値を入力してください。' (When inputting, please input values for the following 3c.~3d.).

器具仕様等の値を入力する場合の入力画面

4) 機械換気設備の情報

機械換気設備の入力は、小規模版入力マニュアルに従い、主用途室で使用する換気設備について行います。ここで入力対象となる主用途室は「便所」又は「便所・厨房」で、主用途室ごとに設置されている全ての換気設備を確認の上、送風量が最も大きい機器の入力を行うこととなります。

なお、基本情報の「適用するモデル建物」で用途を選択すると、自動的に用途に即した主用途室の入力欄が表示されますので、表示された部分に入力を行うこととなります。

換気

4 機械換気設備（非居室）の情報を入力してください

機械換気設備（便所）

4a. 換気設備の有無、及び換気設備「有」の場合のエネルギー効率の 対象設備無し
 有無 対象設備有り：入力しない（規定値で計算）
 対象設備有り：入力する

機器仕様等の値を入力しない（規定値で計算）場合の入力画面

規定値を用いた計算を行わない「対象設備有り：入力する」を選択した場合は、実際に設置する機械換気設備の換気量および消費電力の値を入力します。

換気

4 機械換気設備（非居室）の情報を入力してください

機械換気設備（便所）

4a. 換気設備の有無、及び換気設備「有」の場合のエネルギー効率の 対象設備無し
 有無 対象設備有り：入力しない（規定値で計算）
 対象設備有り：入力する

※ 入力する場合は次の4b.~4c.に値を入力してください。

4b. 換気設備の機械換気量 m³/h

4c. 換気設備の消費電力 W

※ 換気設備の消費電力 = 電動機出力 ÷ 0.75

機器仕様等の値を入力する場合の入力画面

5) 給湯設備の情報

給湯設備の入力は、小規模版入力マニュアルに従い、モデル建物の用途に応じ、「洗面・手洗い」、「浴室」あるいは「厨房」の用途に使用する給湯設備について行います。なお、給湯機器が複数ある場合は、給湯能力が最も大きい機種が入力の対象となります。

給湯

5 給湯設備の情報を入力してください

5a. 熱源効率の入力の有無 ? 入力しない (規定値で計算) 入力する

入力しない場合は次の5b.に値を入力してください。

5b. 主たる給湯設備の種類 ?

5f. 配管保温仕様 ? 裸管 保温仕様2又は3 保温仕様1

5g. 節湯器具 ? 無 有

熱源効率等の値を入力しない（規定値で計算）場合の入力画面

規定値で計算する方法以外を選択した場合は、定格加熱能力、定格消費電力および定格燃料消費量の値を入力します。

給湯

5 給湯設備の情報を入力してください

5a. 熱源効率の入力の有無 ? 入力しない (規定値で計算) 入力する

入力する場合は次の5c.~5e.に値を入力してください。 ?

5c. 定格加熱能力 ? kW

5d. 定格消費電力 ? kW

5e. 定格燃料消費量 ? kW

5f. 配管保温仕様 ? 裸管 保温仕様2又は3 保温仕様1

5g. 節湯器具 ? 無 有

熱源が電気式の給湯設備（電気温水器や電気ヒートポンプ給湯機等）の場合は「0」を入力

熱源効率等の値を入力する場合の入力画面

また、給湯機器の性能以外にも、給湯配管の保温仕様や節湯器具の使用の有無などを選択することも可能となっています。

全ての内容を入力した後、入力画面の一番下に表示される、以下の「計算する」ボタンを押すとエネルギー消費性能の計算結果が表示され、併せて表示される「PDF を出力する」ボタンを押すと、入力内容と計算結果が記載された PDF データを入手することができます。

計算する

一次エネルギー消費量計算実行ボタン

計算結果として得られるモデル建物に基づく一次エネルギー消費性能の指標は、設備ごとに以下の4種類と、建築物全体の一次エネルギー消費性能となります。BEIs の値は、建築物全体の一次エネルギー消費量の設計値を基準値で割った値であり、1 以下の場合、計算結果に「達成」と表示されます。設備の種類ごとの一次エネルギー消費性能の値も表示されますので、どの部分のエネルギー性能に課題があるかを判断することもできます。

規定値で計算する簡易的な入力方法は安全側の数字となっていますので、BEIs が 1 以下にならない場合等は、実際に設置する機器仕様等の値を入力し再計算する、もしくは、より精度の高いモデル建物法等の非住宅用 Web プログラムにて再計算することを推奨します。

空気調和設備	BEIs/AC
照明設備	BEIs/L
機械換気設備	BEIs/V
給湯設備	BEIs/HW

一次エネルギー消費性能の指標 $BEIs \leq 1.0$

建築基準法における建築物用途と「モデル建物用途」の選択肢

用途区分コード	建築基準法施行規則別紙に記載のある用途	モデル建物法における「モデル建物」の選択肢 ^{*1}
08010	一戸建ての住宅	住宅基準による
08020	長屋	
08030	共同住宅	
08040	寄宿舎	
08050	下宿	
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	住宅部分は住宅基準による。非住宅部分は事務所モデル、小規模物販モデルの複合建築物
08070	幼稚園	幼稚園モデル
		講堂モデル ^{*2}
08080	小学校	学校モデル
		講堂モデル ^{*2}
08082	義務教育学校	学校モデル
		講堂モデル ^{*2}
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校	学校モデル
		講堂モデル ^{*2}
08100	特別支援学校	学校モデル
		講堂モデル ^{*2}
08110	大学又は高等専門学校	大学モデル
		講堂モデル ^{*2}
08120	専修学校	学校モデル
		講堂モデル ^{*2}
08130	各種学校	学校モデル
		講堂モデル ^{*2}
08132	幼保連携型認定こども園	幼稚園モデル
08140	図書館その他これに類するもの	集会所モデル（図書館）
08150	博物館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
08152	美術館その他これに類するもの	集会所モデル（博物館）
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	集会所モデル（社寺）
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	福祉施設モデル
08180	保育所その他これに類するもの	幼稚園モデル
		講堂モデル

08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	総合病院モデル
08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	クリニックモデル
08210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。） （入所する者の寝室があるものに限る。）	福祉施設モデル
08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	事務所モデル
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	集会所モデル（公衆浴場）
08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	総合病院モデル
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	クリニックモデル
08260	病院	総合病院モデル
08270	巡查派出所	・住宅を兼ねない：事務所モデル ・住宅を兼ねる：住宅＋事務所モデル（複合建築物）
08280	公衆電話所	－
08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	事務所モデル
08300	地方公共団体の支庁又は支所	事務所モデル
08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	－
08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設（電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、液化石油の保安の確保及び取引の公正化に関する法律、水道法、下水道法、熱供給事業法などに基づく施設や都市高速鉄道の用に供する施設で大臣の指定するもの。）	－
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	事務所モデル
08340	工場（自動車修理工場を除く。）	工場モデル
08350	自動車修理工場	工場モデル
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	工場モデル
08370	ボーリング場	集会所モデル（ボーリング場）
	スケート場	集会所モデル（体育館）
	水泳場	集会所モデル（体育館）
	スキー場	集会所モデル（体育館）
	ゴルフ練習場	集会所モデル（体育館）
	バッティング練習場	集会所モデル（体育館）
08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	集会所モデル（体育館）

08390	マージャン屋		小規模物販モデル
	ぱちんこ屋		集会所モデル（ぱちんこ屋）
	射的場		小規模物販モデル
	勝馬投票券発売所		集会所モデル（競馬場又は競輪場）
	場外車券売場その他これらに類するもの		集会所モデル（競馬場又は競輪場）
	カラオケボックスその他これらに類するもの		集会所モデル（カラオケボックス）
08400	ホテル 又は 旅館	ホテル又は旅館で宴会場を有しないもの	ビジネスホテルモデル
		ホテル又は旅館で宴会場を有するもの	シティホテルモデル
08410	自動車教習所		学校モデル
08420	畜舎		－
08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場		堆肥舎を除き工場モデル（堆肥舎は－）
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗		小規模物販モデル
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	売り場面積 1000 m ² 以上	大規模物販モデル
		売り場面積 1000 m ² 未満	小規模物販モデル
08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）		飲食店モデル
08452	食堂又は喫茶店		飲食店モデル
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除		小規模物販モデル

	く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービスを営む店舗	事務所モデル
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	小規模物販モデル
08470	事務所	事務所モデル
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	集会所モデル(体育館)
08490	自動車車庫	-
08500	自転車駐車場	-
08510	倉庫業を営む倉庫	工場モデル
08520	倉庫業を営まない倉庫	工場モデル
08530	劇場、演芸場	集会所モデル(劇場)
	映画館	集会所モデル(映画館)
08540	観覧場	集会所モデル(競馬場又は競輪場)
08550	公会堂	集会所モデル(劇場)
	集会場	集会所モデル(体育館)
08560	展示場	集会所モデル(体育館)
08570	料理店	飲食店モデル
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	飲食店モデル
08590	ダンスホール	集会所モデル(アスレチック場)
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場	ビジネスホテルモデル
	ヌードスタジオ	集会所モデル(劇場)
	のぞき劇場	集会所モデル(劇場)
	ストリップ劇場	集会所モデル(劇場)
	専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設	ビジネスホテルモデル
	専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗	小規模物販モデル
	その他これらに類するもの	(上記いずれか)
08610	卸売市場	工場モデル
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	工場モデル
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	工場モデル

08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの		工場モデル
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗	売り場面積 1000 m ² 以上	大規模物販モデル
		売り場面積 1000 m ² 未満	小規模物販モデル
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店		飲食店モデル
08650	自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）		小規模物販モデル
08990	その他		
<p>※1 「モデル建物」の選択肢における「-」は、適用除外建築物用途として政令で定める用途である。但し、当該用途を含む複数用途建築物であり、適用除外とならない場合は、何れかのモデル建物を適用して評価をする必要がある。</p> <p>※2 講堂あるいはそれに類する用途に供する部分を有する場合、当該部分は講堂モデルを適用する。</p>			

改正建築物省エネ法 講習テキスト (小規模非住宅建築物設計者用)

令和3年10月 第1版発行

令和4年 1月 改訂版発行

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
東京都中央区八丁堀 2-21-6 八丁堀 NF ビル 6F
TEL 03-3552-1281 (代)
E-mail shoene@njr.or.jp

© Japan Association of Architectural Firms, 2021

落丁・乱丁はお取り替えいたします。

本の無断複写は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。